

令和3年9月2日

就学前教育保育施設利用者様  
同施設利用者の雇用主様

那覇市長 城間 幹子  
(公印省略)

### 通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施期間の延長等について（通知）【第64報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。さて、今般、同感染症の感染急拡大を食い止めるため、医療従事者等や社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者及び特別な事情のある保護者等の児童に限定した保育（特別保育）を9月4日（土）までの予定で実施してまいりました。

本市内の就学前教育保育施設においては、市民の皆様の特別保育実施へのご協力により、園児の登園率は減少しておりますが、依然として感染状況に留意する状況であること等から、下記のとおり9月11日（土）まで延長することとなりました。

また、特別保育対象職種に就く保護者の皆様については、家庭保育が可能な日に加えて、同居家族に体調不良者等がいる場合も登園自粛にご協力くださるようお願いいたします。

※保護者の皆様において、お勤め先に在宅勤務や休暇等の申請の際、雇用主に本通知を周知くださるようお願いいたします。

※本決定事項は、9月2日現在であり、感染状況等により今後変更があり得ることを申し添えます。

#### 記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- （1）社会生活を維持する上で事業継続が求められる職種に従事する者
- （2）社会福祉サービス等の職種に従事する者
- （3）その他、真にやむを得ない事情がある方

※詳細は、別添のガイドラインを参考にし、ご不明な点、お困りの点がございましたら、こども教育保育課までご相談ください。

2、実施期間 令和3年9月11日（土）まで

3、本件特別保育や登園自粛の要請に応じていただいた場合の保育料等は、減免措置等の対象です。

特別保育に関する問い合わせ先  
那覇市こども教育保育課  
電話：861-2113

**特別保育の対象となる職種のガイドライン**

**特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合**

**1、社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者**

| 事業の種類              | 内 訳   |
|--------------------|---|
| 医療関係               | ・病院・診療所・薬局・その他の医療関係者（医薬品・医療機器の輸入、製造、販売・献血を実施する採血業・入院患者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。） |
| インフラ運営関係           | 電気・ガス・石油・石油化学・LPガス・上下水道・通信・データセンター等   |
| 飲食料品供給関係           | 農業・林業・漁業、飲食料品輸入・製造・加工・流通・ネット通販等   |
| 生活必需物資供給関係         | 家庭用品・製造・加工・流通・ネット通販等  |
| 生活必需物資の小売り<br>関係等  | スーパー、卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、食堂・宅配・テークアウトサービス等  |
| 家庭用品のメンテナンス関係      | 配管工・電気技師等   |
| 生活必需サービス           | ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等   |
| 冠婚葬祭業関係            | 火葬の実施や遺体の死後処理に関する事業者等   |
| メディア               | テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等  |
| 個人向けサービス           | ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等  |
| 金融機関               | 銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等   |
| 物流運搬サービス           | 鉄道、バス、タクシー、モノレール、トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等、物流サービス（宅配等）   |
| 官公署等               | 警察、消防、官公署、その他の行政サービス  |
| 国防に必要な製造業・サービス業の維持 | 航空機、潜水艦等  |
| 企業活動・治安維持に必要なサービス  | ビルメンテナンス、セキュリティー関係等   |
| 安全安心に必要な社会基盤       | 河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別報に基づく危険物管理等  |

## 2、社会福祉サービス等の事業者

| 事業の種類     | 内 訳   |
|-----------|---|
|           | 保育所、こども園、小規模保育事業所、幼稚園、放課後児童クラブ 等  |
| 社会福祉サービス等 | 介護老人福祉施設、障害者支援施設等、施設入所者への食事提供サービスなど、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。<br>その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

## 3、その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記 1、2 には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育はどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。